

第９期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定

１．高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

「高齢者福祉計画」はすべての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画であり、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者福祉計画」に包含される。

２．基本指針について

市町村は、国が定める基本指針に即して、３年を一期とする介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

国が今年３月に示した、基本指針の基本的な考え方、見直しのポイントとしては次のとおりである。

（１）基本的考え方

次期計画期間中には、団塊の世代が全員７５歳以上となる２０２５年を迎えることになる。

また、高齢者人口がピークを迎える２０４０年を見通すと、８５歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。

さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

（２）見直しのポイント

① 介護サービス基盤の計画的な整備

ア 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

イ 在宅サービスの充実

～ 第９期計画において記載の充実を検討する事項 ～

○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性

○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化

○サービス提供事業者を含め、地域関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性

○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性

○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

ア 地域共生社会の実現

イ デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

ウ 保険者機能の強化

～ 第9期計画において記載の充実を検討する事項 ～

○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性

○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進

○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組

○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等

○重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進

○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進

○高齢者虐待防止の一層の推進

○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進

○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性

○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備

○地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供

○保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実

○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

～ 第9期計画において記載の充実を検討する事項 ～

○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保

○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進

○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備

○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性

○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用

○文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）

○財務状況等の見える化

○介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

令和5年度 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュール（案）

	介護保険運営協議会	部 会		備 考
		第1部会 (介護保険制度関係)	第2部会 (地域支援事業関係)	
令和5年 4月	第1回 4月28日（金） 報告事項 （1）第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る調査結果について 審議事項 （1）第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュールと部会設置について			令和5年3月 国による第9期計画に対する基本的考え方の提示
5月 ～6月				
7月	第2回 下旬 報告事項 （1）第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の振り返りについて 審議事項 （1）第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）について （2）部会に属する委員及び部会長の指名について			国による基本指針案の提示
8月 ～9月		1～2回程度開催予定 （1）介護保険制度改正等に関する国の動向について （2）保険給付の種類及び内容について （3）介護保険施設等及び地域密着型サービスの運営について	2～3回程度開催予定 （1）介護保険制度改正等に関する国の動向について （2）地域包括支援センターの運営について （3）地域支援事業について	
10月	第3回 報告事項 （1）部会の実施状況について （2）川口市地域福祉計画の策定状況について 審議事項 （1）第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について	（4）介護保険サービス基盤の整備について （5）介護人材について	等	
11月	（第4回）	1～2回程度開催予定 （1）介護保険サービス基盤の整備目標について （2）介護給付費の見込みについて （3）介護保険料について		国による基本指針の告示
12月				パブリックコメント実施 報酬改定率等の係数を設定
令和6年 1月				
2月	第5回 報告事項 （1）部会の実施状況について （2）パブリック・コメントの結果について 審議事項 （1）第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係る答申（案）について			介護報酬改定 市長へ答申
3月				計画策定

○川口市介護保険運営協議会条例

平成12年3月23日条例第31号

改正

平成16年3月29日条例第12号

平成17年12月21日条例第68号

平成23年3月11日条例第8号

平成23年9月26日条例第65号

平成27年3月12日条例第1号

平成30年3月29日条例第7号

川口市介護保険運営協議会条例

(設置)

第1条 介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、川口市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 保険料の料率に関する事。
- (2) 保険給付の種類及び内容に関する事。
- (3) 地域包括支援センターの運営に関する事。
- (4) 介護保険施設等の運営に関する事。
- (5) 地域密着型サービスの運営に関する事。
- (6) その他介護保険事業の運営上重要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 被保険者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 協議会において、特別の事項を審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

2 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項において「編入日」という。）から編入日において現に委嘱されている委員の任期満了の日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「15人」とあるのは、「18人」とし、編入日以後新たに委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、編入日において現に委嘱されている委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成16年3月29日条例第12号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第68号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月11日条例第8号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第65号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日条例第7号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(案)

第9期川口市介護保険事業計画策定のための部会設置要綱

(趣旨)

第1条 第9期川口市介護保険事業計画策定に係る審議の効率化を図るため、川口市介護保険運営協議会条例（平成12年3月23日条例第31号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、川口市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に部会を設置する。部会の運営に関しては、条例に定めることのほか、この要綱で定める。

(設置する部会及び協議事項)

第2条 協議会に設置する部会及び各部会で協議する事項は以下のとおりとするほか、必要に応じ、会長が定める。

(1) 第1部会

- ア 保険料の料率に関する事
- イ 保険給付の種類及び内容に関する事
- ウ 介護保険施設等の運営に関する事
- エ 地域密着型サービスの運営に関する事
- オ 介護保険サービス基盤の整備に関する事
- カ 介護人材に関する事
- キ 他の部会に属さない事項に関する事

(2) 第2部会

- ア 地域包括支援センターの運営に関する事
- イ 地域支援事業に関する事

(組織)

第3条 協議会の委員は、前条に定めるいずれか1の部会に属するものとする。

2 各部会は委員10人以内をもって組織する。

(会議)

第4条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(他部会への参加)

第5条 協議会の委員は、自分の属さない部会にオブザーバーとして参加できる。

2 オブザーバーは、参考のため意見を述べることができる。

3 部会長は必要に応じ、オブザーバーに意見を求めることができる。

4 オブザーバーは、採決に関与出来ない。

5 オブザーバーは、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年3月30日条例第9号）の適用を受けない。

(協議会への報告)

第6条 部会の審議結果等は、会長の求めに応じ、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 各部会の庶務は福祉部介護保険課及び長寿支援課において処理する。

(設置期限)

第8条 部会の設置期限は令和6年3月31日までとする。

(委任)

第9条 各部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年 月 日から適用する。